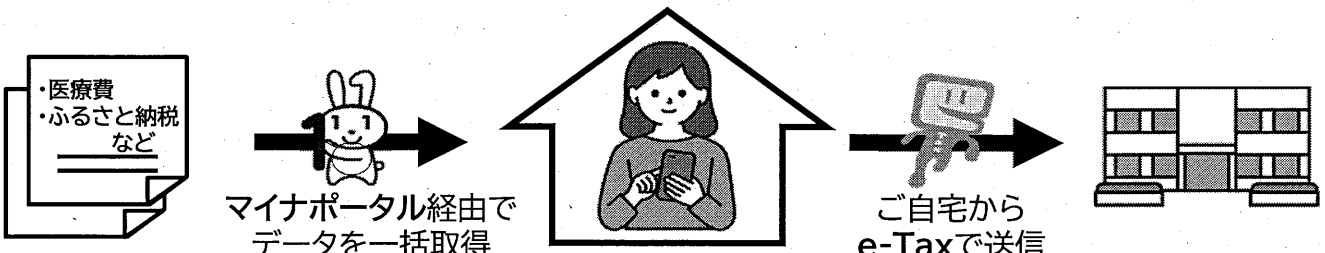
令和８年分の確定申告
医療費控除の申告はスマホを使って自宅から
データ送信（電子申告）をお願いします！

医療費控除の申告をする場合は、医療費の明細書を作成する必要がありますが、

マイナポータル連携すれば、支払状況が自動入力・自動計算！となり、とても便利！

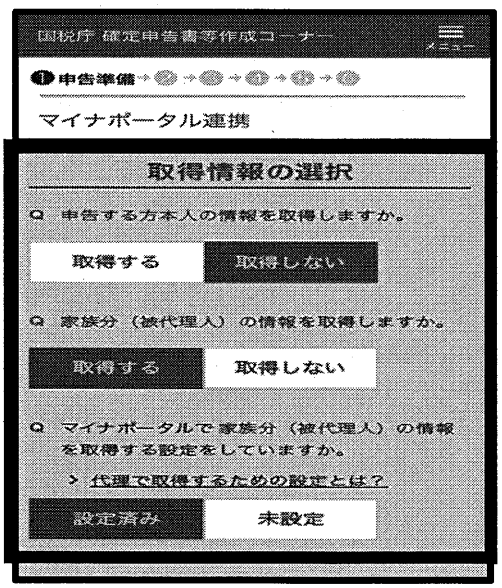


国税庁ＨＰの「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成する際に、画面に従って進み、マイナポータル連携の「取得情報の選択」画面で「取得する」を選択すると、ご家族分も含めて自動計算することができます（事前の設定が必要です。）。　※マイナポータル連携を行うには、マイナンバーカードとパスワードが必要です。

【確定申告書等作成コーナートップ画面】



【マイナポータル連携選択画面】



～国税庁ＨＰで各種情報を公開～

確定申告特集

医療費控除を受ける方へ

申告方法の動画を見る

HPは
こちら
⇒

札幌東税務署

税の豆知識

医療費控除ってなに？

医療費控除は、所得税を計算する際に納める税金の負担を軽減するための所得控除のひとつなんだよ！

《例：所得控除（全14種類）の一部を紹介》

国民健康保険料、介護保険料を支払う⇒社会保険料控除
生命保険料を支払う　⇒　生命保険料控除
所得が一定金額以下の配偶者がいる　⇒　配偶者控除
所得が一定金額以下の扶養親族がいる　⇒　扶養控除
一定金額以上の医療費を支払う　⇒　医療費控除

これらの所得控除を合計して所得金額から差し引いて、所得税を計算するんだよ！！

※医療費を戻すものではありません！！

どうして税金が戻るの？

給与や年金から源泉所得税が引かれている場合で、計算の結果、納め過ぎの源泉所得税がある場合は、その金額が戻るんだよ！

医療費控除と寄附金控除、住宅ローン控除は別々に申告するの？

確定申告は１回だけだよ。
確定申告には、医療費控除も寄附金控除もすべてまとめて計算するんだよ！

※確定申告をする場合は、ふるさと納税のワンストップ特例制度は使えないので注意してください。